

京都観光関連産業正規雇用化促進事業(多能力人材等育成訓練実施業務)
に係る事業提案Q&A

【公募事業の業務内容に関する質問】

番号	質問	回答
1	本事業における求職者訓練は、受託事業者が雇用して行うのか？	本事業の訓練は、受託事業者が雇用して行う雇用型の訓練ではありません。
2	非正規在職者の訓練期間は、仕様書の3(2)イに1箇月から3箇月程度と記載されているが、この1箇月程度とは、30日間の訓練を指すのか？	非正規在職者の訓練については、働きながら訓練を受けることとなるため、1箇月から3箇月程度とは30日～90日間訓練を実施するとの意味ではなく、訓練期間の範囲を指すものであり、その中で、必要な訓練日数をご提案願います。
3	仕様書の3(2)ア、イの訓練について、訓練全体及び月単位の訓練日数に関する上限及び下限の定めがあるか？	求職者向け及び非正規在職者向けの訓練の両方とも、訓練期間(6箇月)中並びに月単位の訓練日数の上限・下限は定めていません。 ただし、求職者向け訓練は、多能力人材の育成を目的とすることから多様な能力の育成が確保できる日数を確保してください。 また、非正規在職者向け訓練は、就業中であることを踏まえて、柔軟に訓練日数を設定してください。

【事業対象経費に関する質問】

番号	質問	回答
1	経費見積書の作成に当たって、一般管理費を含めることは可能か？	本事業は、厚生労働省補助金を活用するものであり、「一般管理費」の名目で積み上げることはできません。 会社の規定で、「一般管理費」の内容が定率で定められている場合でも、経費見積書や実績報告書には、「一般管理費」として支出する金額に相当する具体的な経費の内訳(本事業を担当するスタッフの給与・旅費等の計算・支給業務を行う事業者の経理担当者に係る従事時間分の給与や本社経理で支出した消耗品代等)を記載する必要があります。
2	対象経費の中に、京都府との受託契約に係る収入印紙代金や事業中の支払いに係る振込手数料は含めることができるか？	含めることはできません。
3	訓練生を集めるための広報経費として、新聞広告(紙面購入)費は対象となるか？	他の広報媒体と同様に事業経費の対象とはなりますが、広告の規模や経費については、見込まれる効果等を過去の実績を踏まえ、算出してください。